

議第14号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月18日提出

市会運営委員会

委員長 渡 邊 忠 則

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第9条の2第2項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第16条に次の2項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第20条に次の2項を加える。

- 4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。
- 5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第5条第3項中「とき」の次に「(横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）」を加える。

#### 提 案 理 由

オンラインによる方法を活用した委員会に関する規定を設けるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

（定足数）

第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条第1項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（委員長及び委員の除斥）

第12条 （第1項省略）

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第9条の2第2項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(公述人の決定)

第16条 (第1項及び第2項省略)

- 3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。
- 4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(参考人の意見聴取)

第20条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。
- 5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抜粋)

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

(費用弁償)

第5条 (第1項及び第2項省略)

- 3 議員が招集に応じて会議、委員会(分科会、小委員会及び理事会を含む。)又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席したとき(横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。)は、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(第1号から第3号まで及び第4項省略)